

## 第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設定

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所	集団託児所
設置運営	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等 (認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる (注1)	州毎に定められる	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30〜570ユーロ (注3)
利用者	0歳〜小学校就学までの児童	2013年8月1日以後, 満1歳以上 (就学前まで) の子すべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで, 政府は毎年, その実施状況を報告	0〜3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない
利用状況	保育所の利用児童数は, 268万人, 待機児童は1万6772人 (2019年4月1日現在)	従来より女性の就業率が高い旧東独地域に比して, 旧西独地域の方が保育所の整備が遅れているのが特徴	3歳未満を対象とした集団託児所の受入人数は8万9630人 (2015年暫定) (注4)
保育サービスの利用状況	3歳未満: 37.8% 3歳〜就学前: 53.7% (2019年4月1日現在)	3歳未満: 33.6% 3歳〜就学前: 93.0% (2018年3月1日現在) (注2)	3歳未満: 約半数 3歳未満児に対する保育の定員割合: 18% (2015年) (注5)

出典：日本：厚生労働省 (2017.9) 「保育所等関連状況取りまとめ (2017年4月1日)」ほか  
 ドイツ：連邦統計局(Destatis) (2017) *BMFSFJ, Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe*  
 フランス：Guillaume BAILLEAU (DREES) (2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*,  
 Nathalie BLANPAIN (DREES) (2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, Françoise Borderies (DREES) (2016.6) *L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2014 : le nombre de places d'assistantes maternelles est predominant*, Nadia Amrous, Françoise Borderies (DREES) (2017.10) *En 2015, les enfants de moins de 3 ans sont en majorité accueillis chez les assistant e s maternel le s*

- 注1) 3歳〜5歳児は利用料が無料 (2019年10月から) (認可外保育施設は, 月額3万7千円まで無償)。  
 2) 地域別に見ると, 子が3歳未満の場合は旧西独地域で29.4%, 旧東独地域で51.5%と地域差が大きく, 3歳以上〜就学前は旧西独地域で92.7%, 旧東独地域で94.1%と地域差は小さい。  
 3) 親の所得に応じて変わる。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1500ユーロ程度。  
 4) 2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。集団託児所: Crèches collectives  
 5) 3歳未満については, 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用。認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている。なお, 3歳以上の子の幼稚園 (保育学校) への就学は保障されている。